

# 感染防止対策に関する取組事項

## 1 感染対策に関する基本的な考え方

私たちは、感染防止対策を病院全体で取り組み、病院に関わるすべての人々を対象に感染症発生の予防に努めます。感染症発生時においては速やかに対応し、感染の拡大防止に努めます。

## 2 感染対策委員会の組織に関する基本的事項

感染管理部門を配置し、院内外の感染管理活動にあたります。

病院内の組織横断的な部署から構成される院内感染対策委員会を設置し、感染対策活動の意思決定機関として毎月1回会議を開催しています。緊急時は臨時に委員会を開催します。

院内感染対策委員会の方針に基づき、感染防止対策チーム(CT)と看護部感染対策委員会を組織し、感染対策を実施しています。

## 3 感染対策のための職員研修に関する基本方針

感染対策に関する基本的な考え方と具体的な感染防止対策の技術を習得するため、全職員を対象に職員研修を毎年2回以上開催します。

## 4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

検査データから感染症の状況を把握し、毎月開催される院内感染対策委員会において病院内の感染症発生状況を報告します。

## 5 感染発生時の対応に関する基本方針

病院内感染が疑われる場合は、直ちに院内感染対策委員を収集し、感染防止対策チーム(CT)・看護部感染対策委員会と協力し、原因究明と感染対策の周知徹底を図ります。届出義務のある感染症患者が発生した場合は、法律に基づいて行政機関に報告します。

## 6 患者(利用者)の皆様に対する取組事項の閲覧に関する基本方針

感染対策の理解と協力を得るため、本取組事項は病院内に掲示し、皆様へ閲覧に供します。

## 7 その他の当院における院内感染対策推進のために必要な基本方針

感染防止対策を推進するため、院内感染防止マニュアルを各部署に配布し、職員への周知徹底を図ります。マニュアルは定期的な見直しを行います。